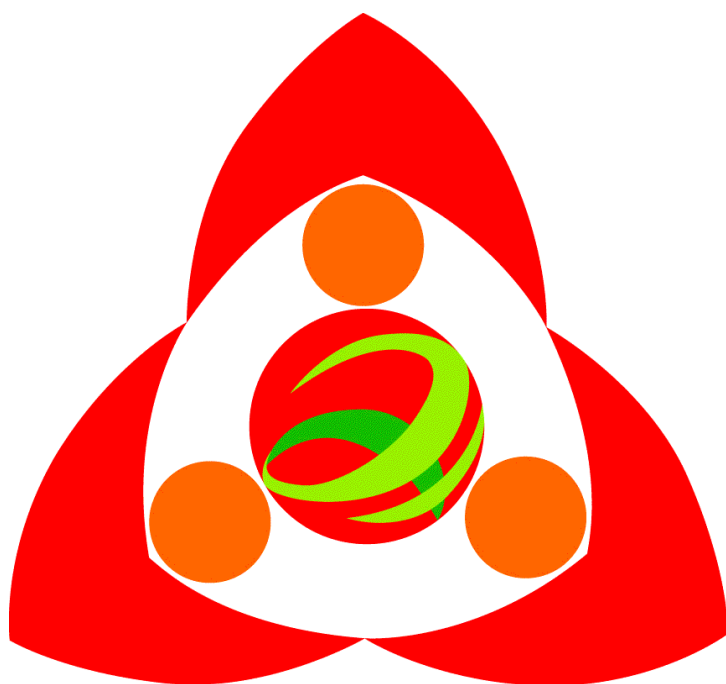


平成26年度

進路の手引き



「明るく 素直で たくましく」
(きれいに咲こうよ！ 咲かそうよ！)

沖縄県立 宮古特別支援学校

〒906-0002 沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005-1

TEL (0980) 72-5117

FAX (0980) 72-5320

ホームページ <http://www.miyako-sh.open.ed.jp>

***** 目 次 *****

1	宮古特別支援学校の進路指導およびキャリア教育	
	(1) ライフステージを考えよう	1
	(2) 社会人になるまでの流れ 幼稚部→高等部	2
	社会人になるまでの流れ 高等部→卒業	3
2	障害者（児）への支援に関わるフローチャート	4
3	療育手帳はお持ちですか（療育手帳の交付）	5
4	身体障害者手帳の交付	5
5	手当、年金、共済制度	6
6	医療サービス	7
7	税金、各種料金の減免・割引	8
8	その他のサービス	9
9	あなたの進路はどのタイプ？	10
10	障害者総合支援法のサービス内容	12
11	福祉サービス事業所	15
12	就職するための支援機関	19
13	職業訓練	20
14	障害者雇用における各種支援制度	
	(1) ハローワークが窓口となっている制度	21
	(2) 沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度	22
	(3) 沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度	22
15	卒業生の動向	25
	※追加資料	27

1 宮古特別支援学校の進路指導およびキャリア教育

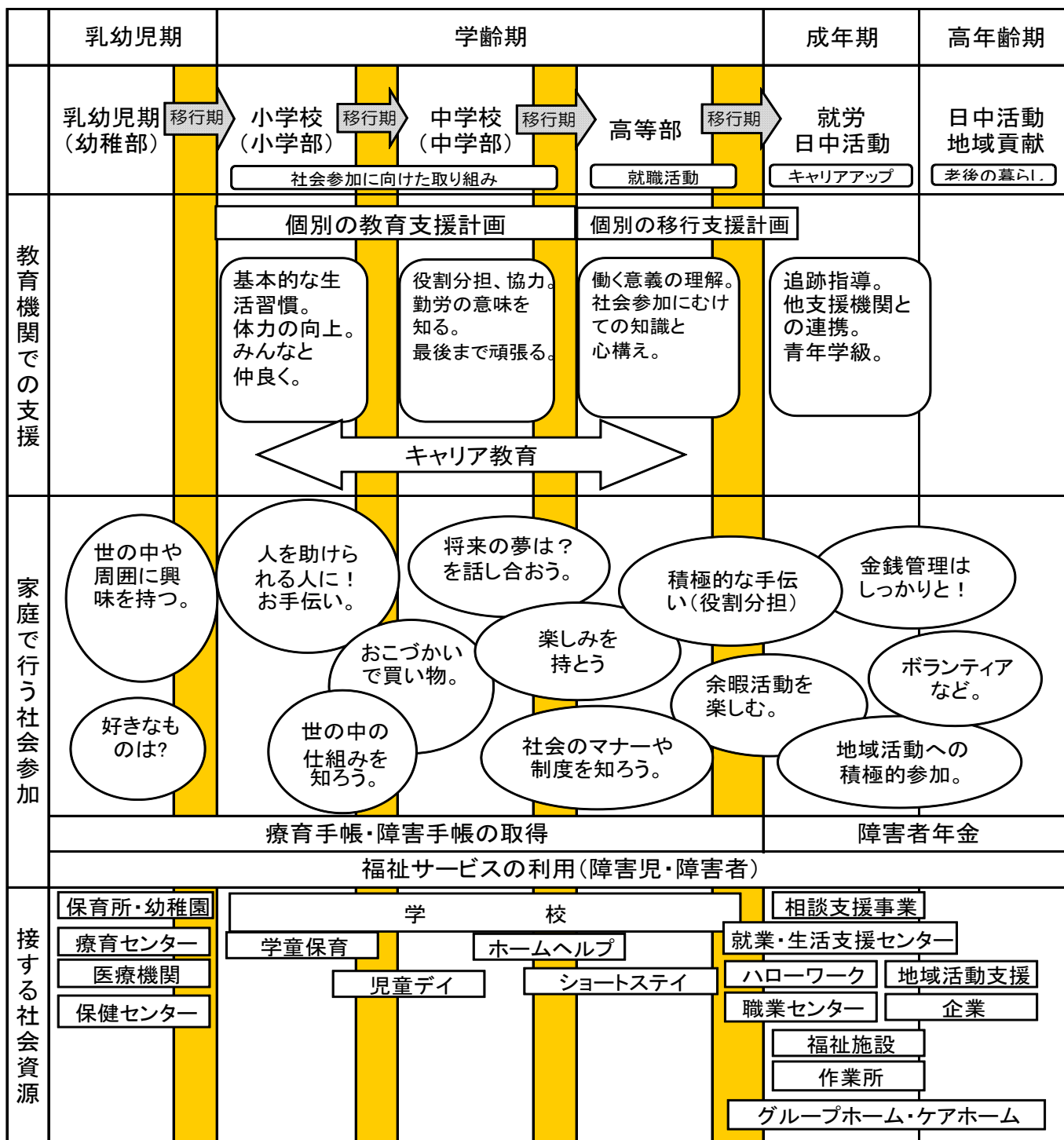
社会参加は、宮古特別支援学校の高等部に入学してから考えるわけではありません。幼・小学部、中学部、そして高等部を経て、社会へとつながっていくのです。

子どもたちの将来の進路について考え、取り組んでいくのに「まだ早すぎる」ということはありません。

この『進路の手引き』は、高等部卒業間近になって進路を考えるのではなく、初等教育の時期からでも卒業後のことを考えていただきたいと思い、作成いたしました。

手引きの内容は、療育手帳や障害者自立支援法に関する内容、卒業後の福祉施設、企業就職にむけての支援機関等となっています。本人、保護者、教師のみなさんでご活用ください。

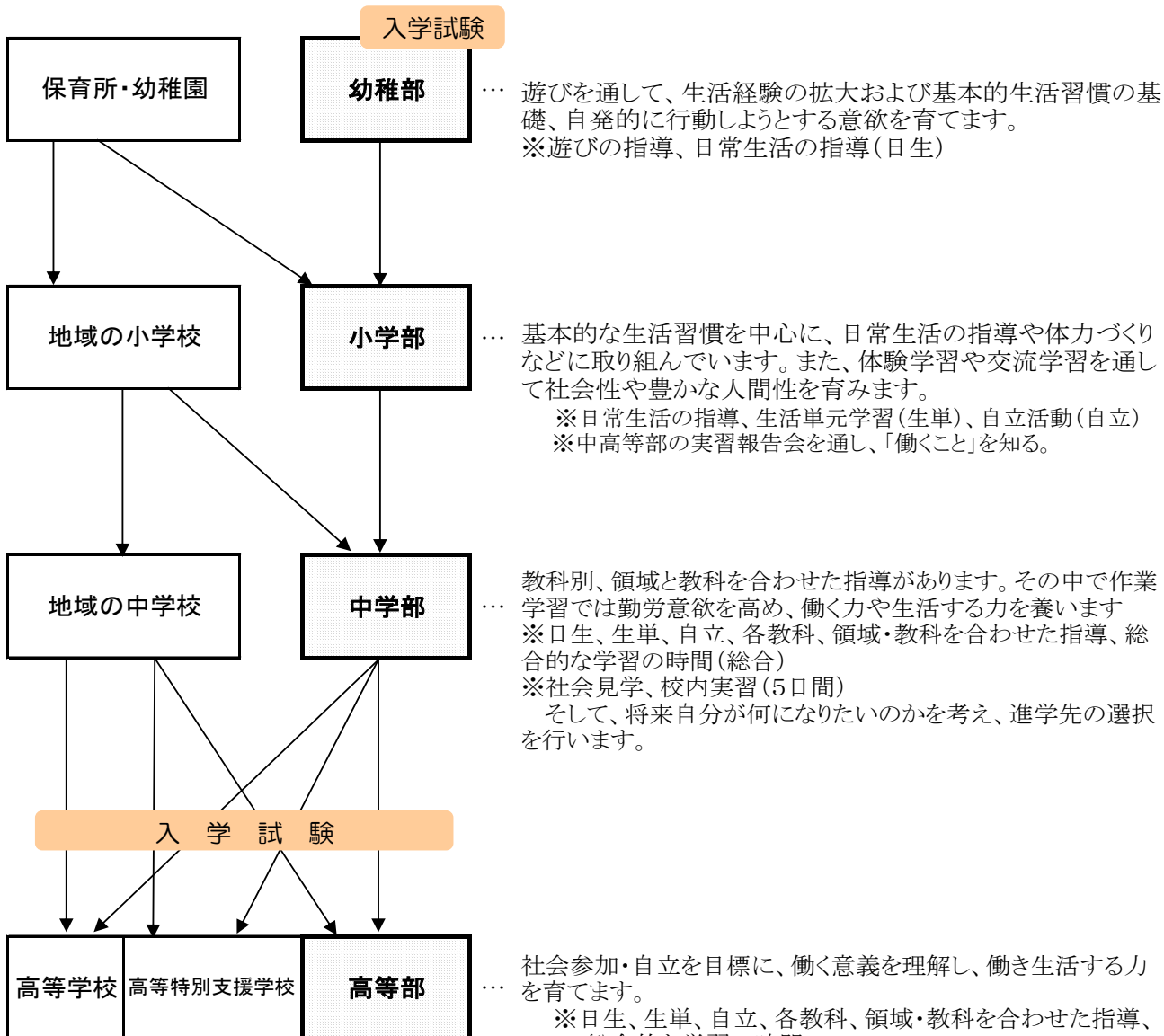
(1) ライフステージを考えよう



(2) 社会人になるまでの流れ 幼稚部 → 高等部

<地域の学校等>

<宮古特別支援学校>



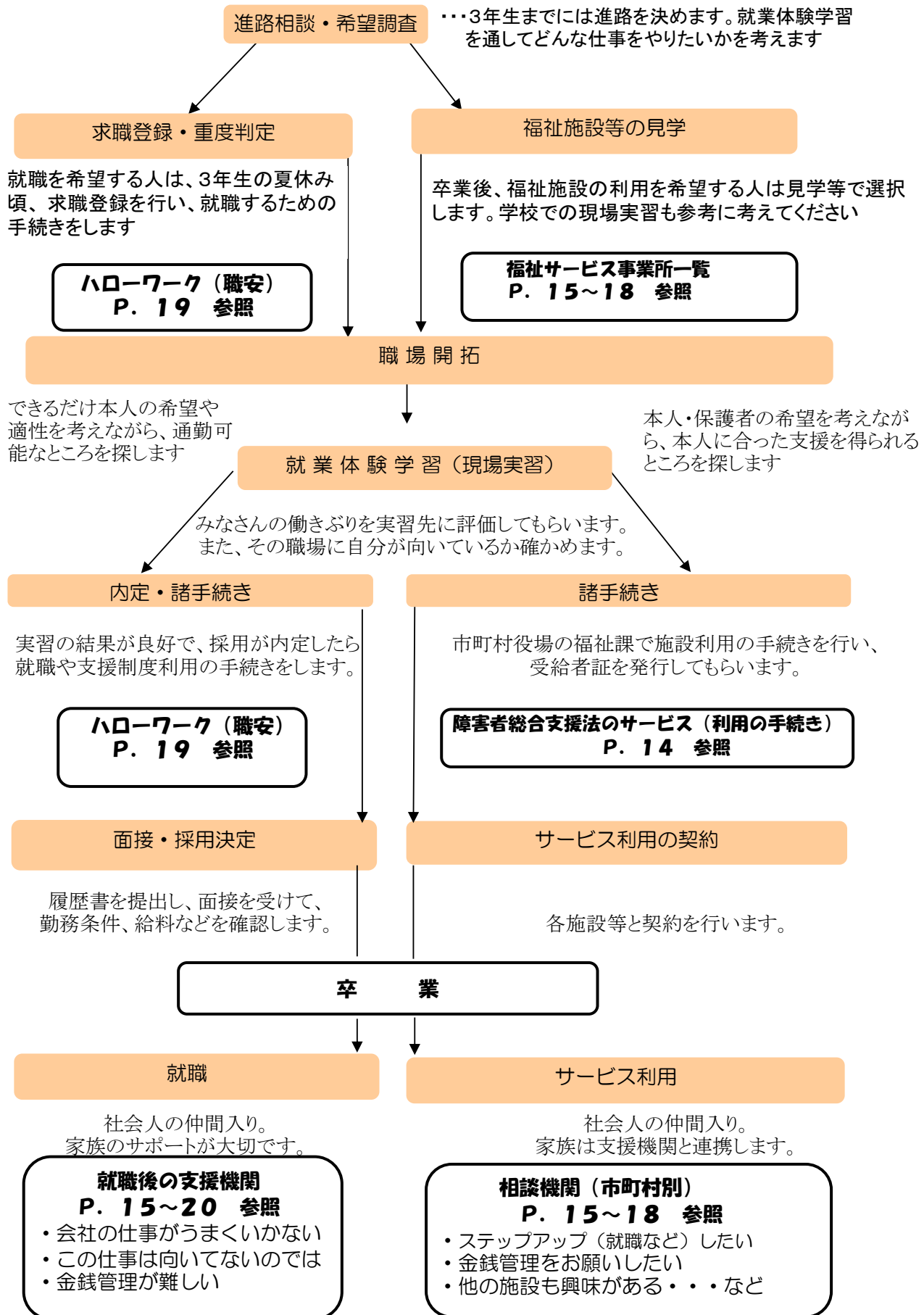
進路相談・希望調査



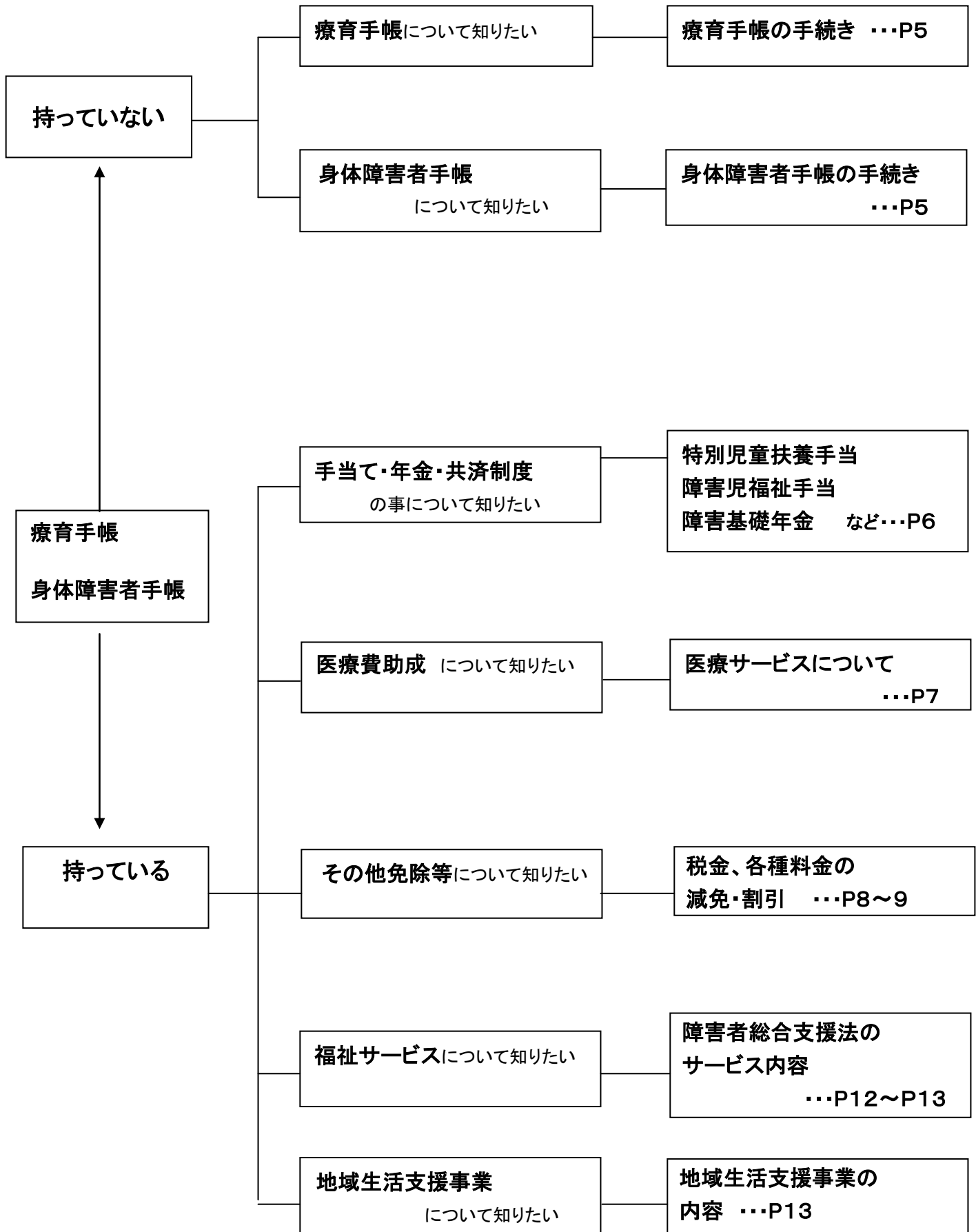
次のページへ



(2) 社会人になるまでの流れ 高等部 → 卒業

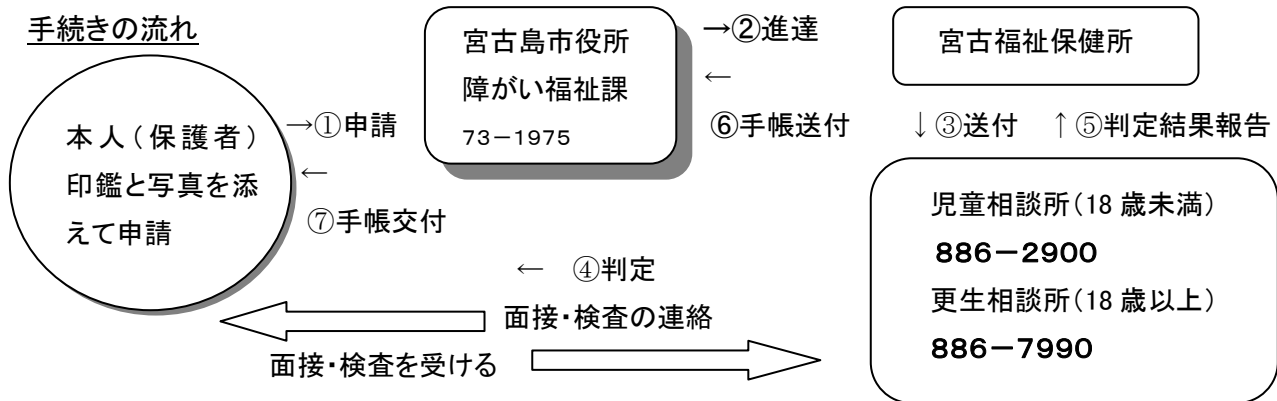


2 障害者(児)への支援に関わるフローチャート



3 療育手帳はお持ちですか(療育手帳の交付)

療育手帳は、知的障がい者(児)が一貫した療育・援助を受け、この手帳を提示することにより、種々の福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。障がいの程度により、最重度(A1)・重度(A2)・中度(B1)・軽度(B2)の4段階に区分されます。



- (1) 交付申請書、調査書、印鑑、顔写真(たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影。脱帽で背景が無地)1枚を準備し、各市町村役場の福祉課で申請する。
- (2) 申請から約3ヶ月～1年後に、役場で手帳が交付されます。(判定回数が約1年に1回)

受けられるサービス、援助

- ・ 福祉サービス、各種補助具の支給、貸与、各種の手当て、年金、医療助成の給付
- ・ バス、タクシー、飛行機など交通機関、公共料金の割引
- ・ 福祉施設、グループホームへの入所
- ・ 求職登録及び職場適応訓練などの援助制度、その他、療育手帳に掲載されている事項

ご注意ください

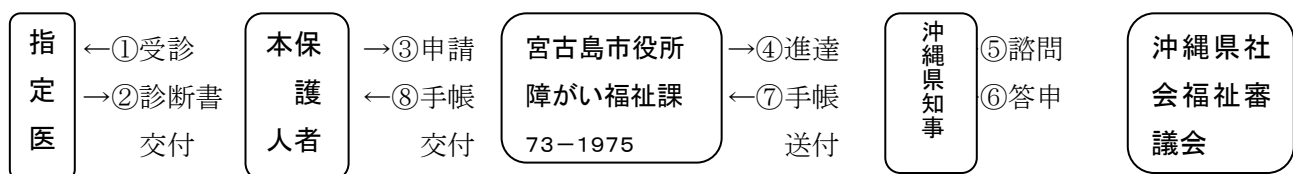
- ・ 療育手帳は6～12年毎に判定を受けることになっています。(必要のない方もいます) 期限切れになっている方は、児童相談所又は更生相談所で判定を受けて下さい。
- ・ 住所変更があった場合は、市町村役場まで届けてください。

4 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方が、いろいろなサービスを受けるために必要な手帳です。手帳は重度の方から順に1～6級に区分され、交付されます。

【対象となる疾患】

- ・ 視覚機能障害 ・ 聴覚・平衡機能障害 ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 ・ 肢体不自由
- ・ 心臓機能障害 ・ じん臓機能障害 ・ 呼吸器機能障害 ・ 直腸・ぼうこう機能障害
- ・ 小腸機能障害 ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ・ 肝機能障害



- (1) 指定医による身体障害診断書は、上記の障害ごとに診断書が異なるので福祉課よりもらう。
- (2) 交付申請書、印鑑と顔写真(たて4cm×よこ3cm、1年以内撮影、脱帽で背景無地)1枚を準備して、各市町村役場の福祉課で申請する。
- (3) 申請から約2ヶ月後に、手帳が交付されます。

5 手当、年金、共済制度

障害の程度、年齢によって違いはありますが、次のような手当てや年金がありますので、該当する場合は必要な手続きをして下さい。

名 称	概 要	対 象	問い合わせ窓口
特別児童 扶養手当	身体、知的に障害のある児童の養育者に支給。児童福祉施設に入所している場合は支給できないなど支給制限あり。	20歳未満で最重度、重度、中度の障害がある。A1 A2 B1(療育手帳)1級～3級(身体手帳)詳細は問い合わせして下さい。	宮古島市児童家庭課 73-1966 伊良部福祉室 78-6252 各支所の市民福祉課
障害児福祉手当	心身または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給。特別児童扶養手当の対象の障害児のうち、特に障害の重い児童が対象。特別扶養手当と併用可。入院が3ヶ月を超過した時点で停止となる。	20歳未満の 重度障害児 (支給制限あり)	宮古島市障がい福祉課 73-1975 伊良部福祉室 78-6252 各支所の市民福祉課
特別障害者手当	心身または身体に著しい重度の障害があるために、日常の生活全てにおいて特別な介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当。入院が3ヶ月を超過した時点で停止となる。	満20歳以上の 重度障害者 (支給制限あり)	宮古島市障がい福祉課 73-1975 伊良部福祉室 78-6252 各支所の市民福祉課
障害基礎年金 ※障害者手帳と障害年金では判定の基準が異なっているため、手帳の等級が年金の等級にはならない。	20歳から特別児童扶養手当がなくなり、本人への年金支給に切り替わる。年間78～98万くらい。国民年金に加入する。障害が特に軽い場合、本人の所得が多い場合はもらえない事がある。 ※障害厚生年金の問い合わせは沖縄社会保険事務所平良支所 72-3650	満20歳以上の障害者	平良年金事務所 宮古島市市民生活課 伊良部市民福祉課 各支所の市民福祉課の 国民年金担当
心身障害者 扶養共済制度	保護者が生存中に掛け金を納付。保護者が死亡又は重度障害者になった場合残された障がい者に終身年金を支給。	心身障害児を 持つ保護者	宮古島市障がい福祉課 73-1975
乳幼児 医療費助成	乳幼児の入・通院(外来)に要するに医療費を地方自治体が支給	入院費は就学前まで、通院は4歳未満	健康増進課 73-1978
生活保護	生活に困窮する者を対象に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。		生活福祉課 73-1962

労災保険制度	労働者が業務中や通勤途中に負傷・疾病・障害・死亡した場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行っている。	宮古労働基準監督署 72-2303
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用のしかたや、お金のやり取り・管理などに困ったり不安を感じている障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをする事業。「福祉サービス利用のためのお手伝い」「日常的金銭管理のお手伝い」「書類(通帳・印鑑)などの預かりサービス」などを提供。宮古島市社会福祉協議会が実施。	宮古地域福祉権利擁護センター 75-3955
生活福祉資金貸付制度	障害者や高齢者、低所得世帯の自立更生や在宅福祉、社会参加促進を図るための資金貸付と民生委員による援助指導。	宮古島市社会福祉協議会各支所
母子・寡婦福祉資金の貸付	子どもを修学させるのに必要な資金、技術の修得や療養中の生活維持のための生活資金の貸付制度。その他貸付制度あり。	児童家庭課 73-1966

6 医療サービス

(1) 重度心身障害者(児)医療費の助成

重度の心身の障害のある方が、病気やケガで治療を受けた際、医療費の一部が助成されます。助成を受けたい方は、申請し、重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けてください。

お問合せ先 宮古島市障がい福祉課 73-1975 (伊良部福祉室、各支所の市民福祉室)

助成対象者 ①身体障害者：身体障害者手帳1級又は2級の方
②知的障害者：療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の方

申請必要書類 身体障害者手帳または療育手帳の写し、印鑑、本人名義の通帳の写し、健康保険証
所得証明書

その他の医療費支援

I. 自立医療支援(更生医療)…身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、施術などにより、障害が改善または機能の維持が保たれる見込みがある場合、その医療費が給付される。

【対象となる医療内容】ペースメーカー植え込み術 人口透析など

II. 自立医療支援(育成医療)…身体上の障害を有する児童、または今ある疾患を放置すると、将来、障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる者に対し、医療費の一部を給付する制度。本人が歩行困難と認められた場合には移送費が給付。

【対象となる医療内容】肢体不自由 視覚障害(斜視含む) 言語・そしゃく障害 心臓障害など

III. 自立支援医療(精神通院医療)…統合失調症やうつ病などの精神疾患のために、継続した通院治療を受ける方のために、医療費の一部を給付する制度。

(2) 重度心身障害児(者)全身麻酔下歯科治療事業(県)

重度の心身障害児(者)を対象に全身麻酔による歯科治療を行います。各年、年度始めに学校を通じて希望者を募っています。(宮古・八重山交互に実施)

問い合わせ：沖縄県障害保健福祉課 098-866-2190 *詳細はお住まいの各市町村の福祉課へ
沖縄県口腔衛生センター 098-879-8350

(3) 理学療法士・言語聴覚士のいる施設・病院

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号
社会福祉法人 ユームツ会 身体障害者更生援護施設 青潮園(理)	宮古島市平良字下里2632-1 72-7795
社会福祉法人ムサアザ福祉会 知的障害者厚生施設 ふれあいの里(言)	宮古島市平良字西仲宗根1327-1 73-5305
沖縄整肢療護園	那覇市寄宮2-3-1 832-5796
沖縄小児発達センター	沖縄市比屋根629 933-2083
沖縄療育園	浦添市経塚714 877-3478
那覇市心身障害児療育センター	那覇市鏡原10-40 858-5206
南部徳洲会病院(理・作・言) 988-3221	オリブ山病院(理・作・言) 886-2311
沖縄赤十字病院(理・作・言) 853-3134	県立南部医療センター(理・作・言) 888-0123
琉球大学附属病院 895-3331	那覇市立病院(理) 884-5111
豊見城中央病院 850-3811	

7 税金、各種料金の減免・割引

名 称	概 要	対 象	問 い 合 わ せ
所得税・住民税 の控除	障害者の所得や障害者を扶養する家族の所得に対して控除があります。また障害者の所得によっては県民税、市民税が非課税になることがあります。相続税、贈与税についても控除があります。	知的障害児(者) 身体障害児(者)	税務署 市町村の税務課
自動車税・自動車 取得税の免除	生計を同じくする人が障害児(者)のために使用する自動車について、税が免除される場合があります。	知的障害児(者) 身体障害児(者)	県税事務所(普通 乗用車) 自動車税事務所 (軽自動車)
交通機関の 運賃割引制度	バス、鉄道、船舶・・・50%の割引 航空機・・・・・・・25%の割引 タクシー・・・・・・・10%の割引 個人タクシーはなし ※宮古では各タクシー会社に委ねられて いるため摘要されないかもしれない	知的障害児(者) 身体障害児(者) 年齢、障害の程度によ り、介護者割引あり	各事業所
有料道路 通行料金の割引	障害者本人、又は介護者が運転して移動する場合50%の割引があります。事前に割引証の交付を受けて下さい。	重度の知的障害者 身体障害者	宮古島市 障がい福祉課

NHK料金の割引	障害の種類にかかわらず、障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合・・・全額免除 視覚・聴覚障害者または重度の障害者が世帯主の場合・・・半額免除	身体障害者 知的障害者 精神障害者 視覚・聴覚障害者	NHK視聴者 コールセンター 0570-077-077
----------	--	-------------------------------------	-----------------------------------

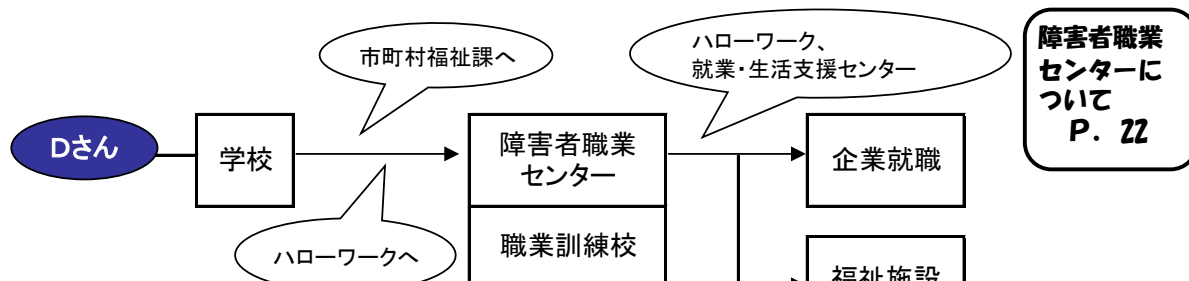
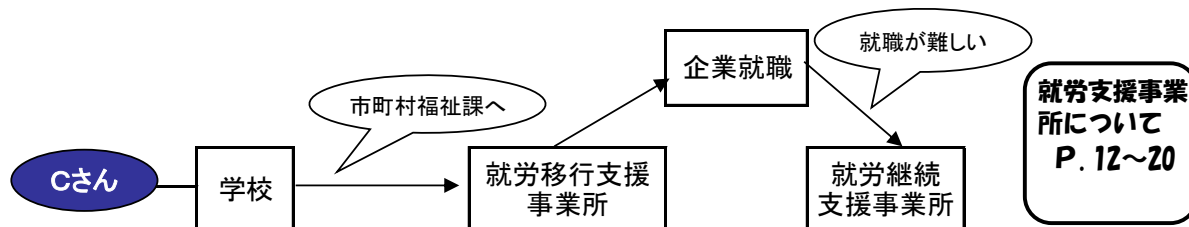
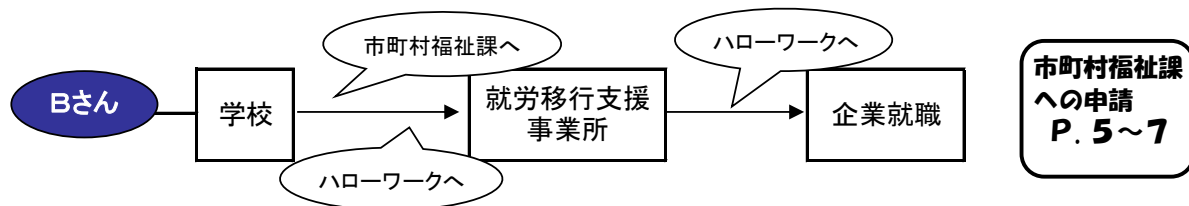
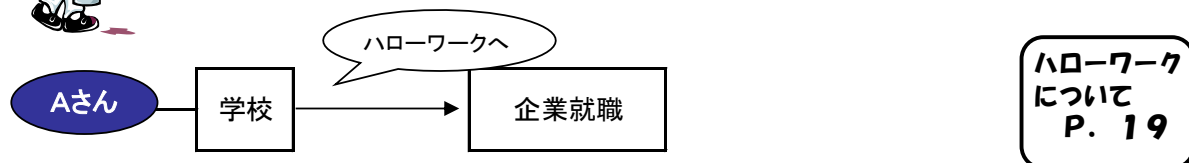
8 その他のサービス

名 称	概 要	対 象	問い合わせ
介護タクシー	観光や買い物など「お出かけ」の手伝い。 スロープ車あり。初乗運賃430円。乗降ヘルプ500円。車椅子貸し出しあり	※要予約 障害者手帳を持っている 方は1割引	ヘルパーステーション みつば 75-3043
自動車運転免許取得費助成事業	10万円を限度として助成。 ただし運転免許を取得後の支給。	障害者で就労等社会生活活動への参加のため 免許を取得しようとする者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
障害者自動車改造助成事業	自立した生活・社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する車を改造する場合、1車輦1回限り10万円を限度	重度身体障害者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
手話通訳等派遣事業	手話や通訳ができる人を無料で派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る。(公的機関や医療機関での通訳、市民大会、学校等各種行事、公的研修、講座等) 派遣時間…午前8時～午後6時	聴覚障害者等	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る。費用の給付は補装具に準じる	重度障害児	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
住宅改造費助成事業	段差解消など住環境の改善を行う場合に給付。原則1回の給付で、20万円を限度	重度障害者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して外出のための支援を行う。 利用時間午前8時30分～午後6時、1ヶ月32時間以内	視覚障害児者1・2級 肢体不自由児者1・2級 療育手帳A1・A2 など	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び日常介護の一時的な負担軽減を図る	日中居宅において、看護する者がいない、または介護者の休息が必要と認められた者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975

9 あなたの進路はどのタイプ？



進路決定にタイプの限りはありませんが、いくつかのタイプを提示しています。その中で示される支援機関等は各ページにてご確認ください。

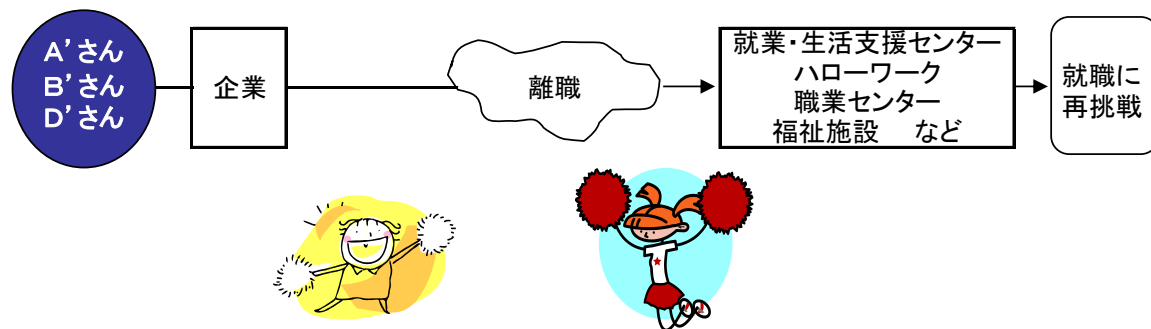
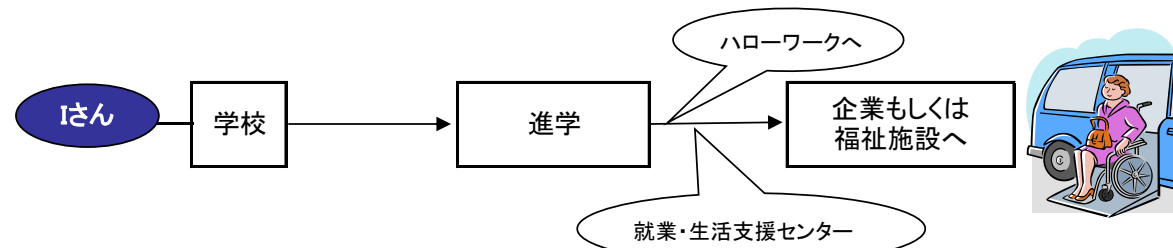
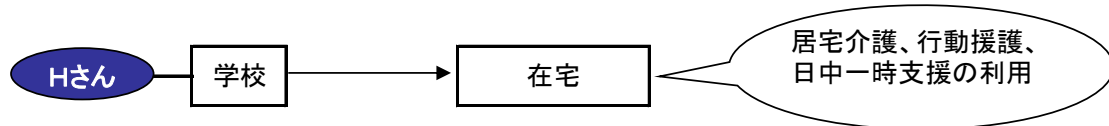
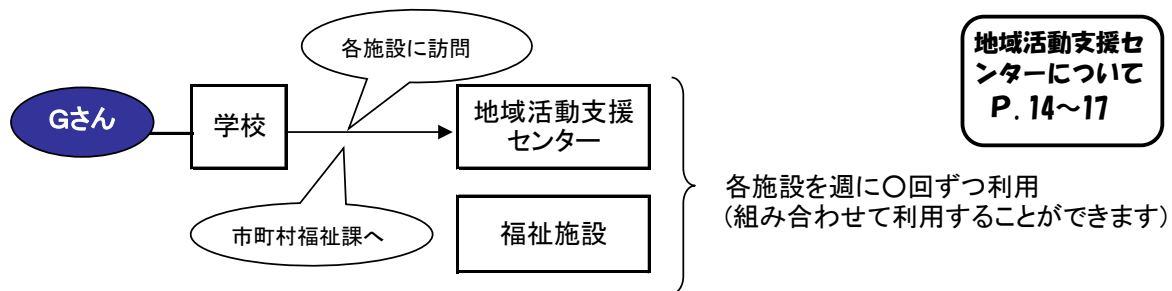
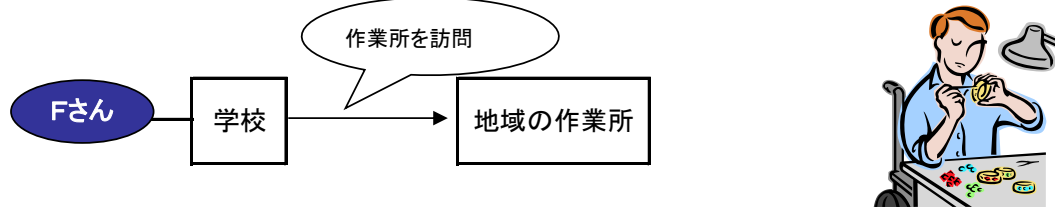
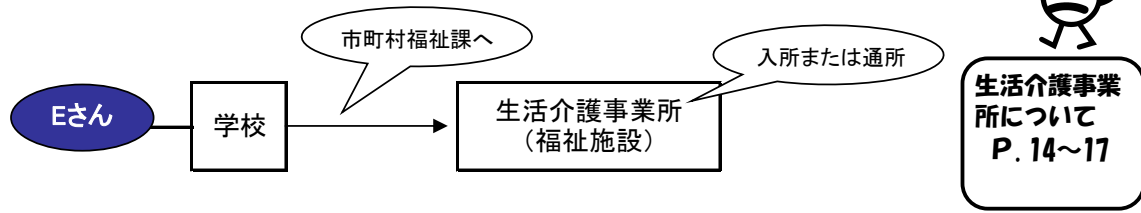


Dさんの場合は、就労訓練を経てすぐに企業就職する場合と、すぐには就職できないときには福祉施設での就労訓練を続け、就職、あるいは在宅で、ハローワークに通って求職し就職する場合があります。
就業・生活支援センターは、就職したい人、就職してからの相談を受けてくれるところです。



就業・生活支援センターについて P. 18~20

9 あなたの進路はどのタイプ？



10 障害者総合支援法のサービス内容

障がいのある方に関して、宮古島市が提供しているサービスには以下のものがあります。

1 自立支援給付

	サービス名	利用対象者	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者 障害児	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。 (例)・着替えや入浴の手伝い・食事の用意・部屋の掃除、通院送迎など
	重度訪問介護	障害者 (区分4以上)	ヘルパーが体に重い障害のある人の家に来て、身体介護や日常生活、外出の手伝いをしてくれます。
	同行援護	障害者	重度の視覚障害を持つ方の外出時の移動や視覚的情報の支援(代筆・代読など)、食事や排せつの介護など、外出時の援助が受けられます。
	行動援護☆	障害者 (区分3以上) 障害児	安心して外出できるよう、ヘルパーが行動を共にします。
	重度障害者等 包括支援☆	障害者 (区分6、その他)	重い障害のある人が生活するために必要なサービスを組み合わせさせて使えるように、ケアマネジメントが「サービス利用計画」に基づいて複数のサービスを提供します。 (例)・重度訪問介護と短期入所、生活介護と共同生活介護など
	短期入所 (ショートステイ)	障害者 障害児	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。(入院のかわりにつかうことはできません)
	療養介護☆	障害者 (区分5以上)	障害が重い人が入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	障害者 (区分3以上)	施設で、日中活動の支援を受けることができます。 (例)・入浴・トイレ・食事の手伝い・作業・創作活動など
	施設入所支援	障害者 (区分4以上)	日常生活の支援を受けながら施設で生活することができます。 (生活介護の利用者→利用期間の制限なし) (自立訓練、就労移行支援の利用者→当該サービス期間限定)
	共同生活介護☆ (ケアホーム)	障害者 (区分2以上)	利用者が複数でアパートや家で一緒に暮らします。世話人、生活支援員が日常生活の手伝いをしてくれます。 (例)入浴、トイレ、食事の手伝い、お金の管理など

地域相談支援	地域移行支援	障害者 障害児	施設入所者や精神科入院者に対し、居住の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談にのってくれます。
	地域定着支援	障害者 障害児	単身で生活する障害者等に対して連絡体制の確保や緊急時の相談などの支援を行います。

補装具費の給付	障害者 障害児	障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として補装具の購入・修理に関する費用の支援です。
---------	------------	--

	サービス名	対象者	サービス内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	障害者 (身体)	身体に障害のある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。 ※訓練プログラムは期限があります。
	自立訓練 (生活訓練)	障害者	障害のある人が、地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を、施設や自宅で受けることができます。 ※訓練プログラムは期限があります。昼間は就労訓練を受けている人が帰宅後に行う訓練をする宿泊型もあります。 (例)福祉ホーム、通勤寮、入所就労施設
	就労移行支援	障害者	会社に就職するための訓練を受けることができます。 仕事探しの相談にもつてもらえます。 ※訓練プログラムは期限があります。最長2年(1年契約)です。
	就労継続支援 (A型、B型)	障害者 ※就労移行を利用後、または企業退職後	A型:「雇成型」と言われ、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動の中で就労に必要な訓練を受けることができます。
			B型:「非雇成型」と言われ、一定の賃金体系の生産活動を通し、就労訓練を行います。就職をめざす場合は「就労移行支援」にもう一度挑戦することができます。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者	障害のある人たちが複数で、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から日常生活の手伝いを受けることができます。 (例)食事の用意、お金の管理など	

2 地域生活支援事業(市障がい福祉課や、社会福祉協議会にご相談ください)

地域生活支援事業	相談支援事業	障害者	総合的な支援、サービス利用援助など、困ったときや新しくサービスを利用したいときに相談にのってくれます。
	移動支援事業 (ガイドヘルプ)	障害者 障害児	介護給付のサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)では対応できない複数利用者の移動や突発的なニーズに対応してくれます。 (例)ヘルパーが外出の手伝いをしてくれます。
	地域活動支援センター	障害者	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進をおこなっています。スポーツやレク、商品製作など。 ※「地域活動支援センター〇〇」の名称の施設がそうです。
	生活サポート事業	障害者	介護給付非該当の方に対して、ヘルパーを派遣し、生活援助と家事支援を行います。
	日中一時支援	障害者 (障害児)	日中の活動の場を提供し、日常的な訓練、送迎サービス、その他地域のニーズに応じて行う支援です。 (例)障害児タイムケア事業、支援費制度での短期入所
	自動車運転免許取得・改造等事業	障害者	就労及び社会復帰の促進を図るため、自動車運転免許取得および自動車の改造に関する費用の支援をします。
	コミュニケーション支援事業	障害者	意思疎通を図ることに支障のある方に対し、手話通訳者などの派遣を行います。
	成年後見人制度利用支援授業	障害者	知的障がい者・精神障がい者が成年後見制度を利用することを支援します。

※ ☆印のサービスは、H24年11月現在、宮古島市では行われていません。

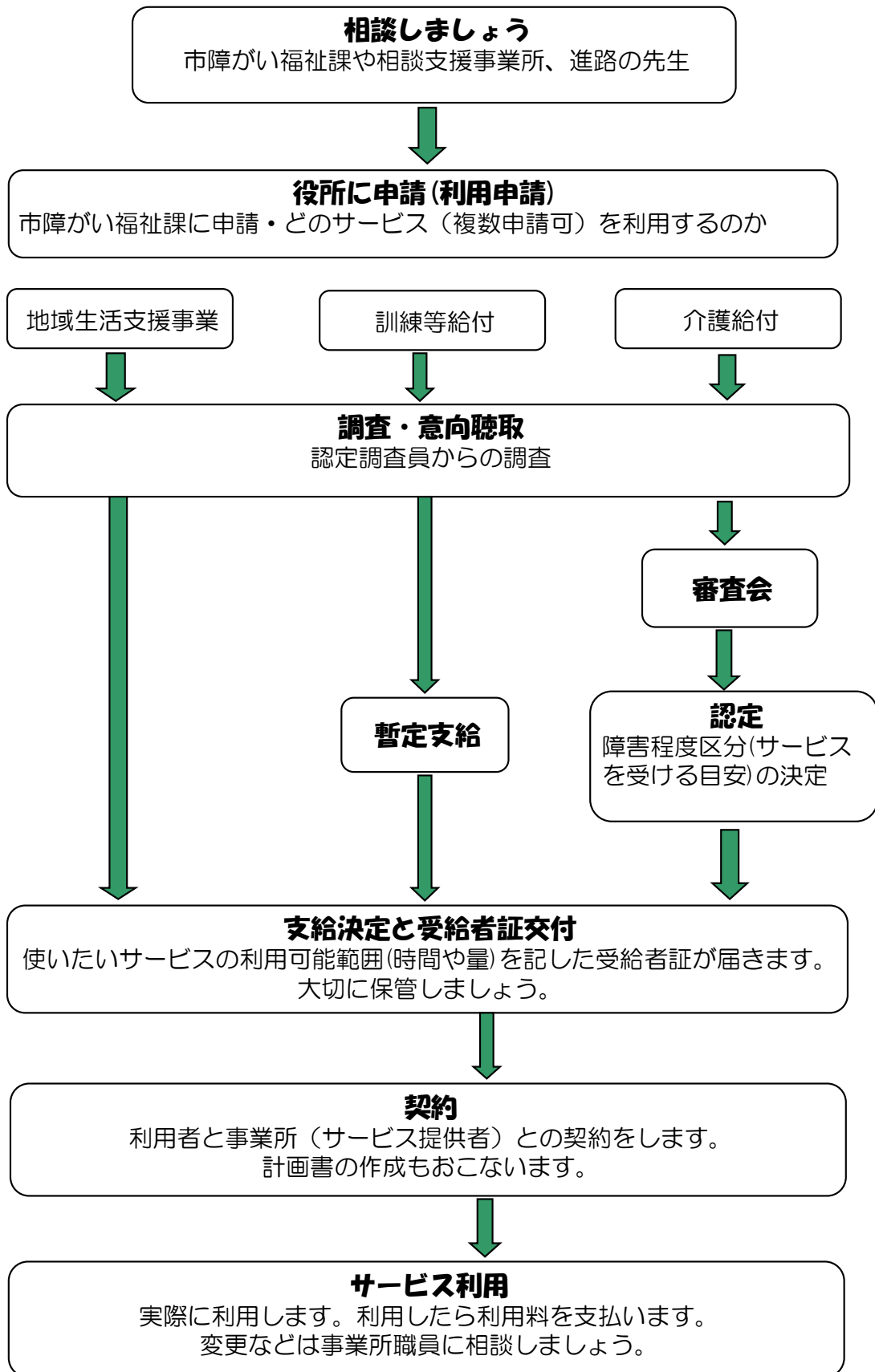
※ 「地域生活支援事業」は宮古島市在住の方へのサービスです。

※ 詳しくは、宮古島市障がい福祉課『みゃーくの障がい者の手引き』をご覧ください。

3 障害児通所給付

児童発達支援	障害児	未就学児の障害児に対して、日常生活における基本的な日常生活の動作および適応訓練などを行います。
放課後デイサービス	障害児	就学児童および生徒に対して、生活能力向上のために必要な訓練や社会交流のための支援などを行います。

サービス利用の手続き



※介護給付は支給決定まで2か月かかることもあります。
※サービスによっては申請後の流れが違います。

11 福祉サービス事業所

○宮古島市役所

機関名	住所・連絡先	業務内容
障がい福祉課	宮古島市平良字西里 186 電話:73-1975	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉に関することを担当しています。
伊良部支所福祉室	宮古島市伊良部字長浜 1296 電話:78-6252	伊良部地区の障がい福祉、生活保護、児童福祉、住民検診、高齢者福祉、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険、不法投棄対策等

※宮古島市の障害者福祉制度に係る窓口について

宮古島市の障害者福祉に関する課は平良庁舎にありますが、制度に関する相談や申請の受付は各庁舎でも受け付けています。

下地庁舎 → 1階の市民福祉課 電話:76-3020 伊良部庁舎 → 1階の福祉室 電話:78-6252
上野庁舎 → 1階の市民福祉課 電話:76-2482 城辺庁舎 → 1階の市民福祉課 電話:77-2688

機関名	住所・連絡先	業務内容
支援室ゆい	宮古島市下地上地 505 電話:74-7173	市在住の発達障害児(者)や発達過程において悩みを持つ保護者や支援者らを対象に相談や支援などを行っています。
生活福祉課	宮古島市平良字西里 186 電話:73-1962	生活保護や民生委員、児童委員、罹災(りさい)援助、援護法に関することを担当しています。
介護長寿課	宮古島市平良字西里 186 電話:73-1964	介護保険及び高齢者福祉に関することを担当しています。介護保険、高齢者虐待、敬老祝い金など。
児童家庭課	宮古島市平良字西里 186 電話:73-1966	子どもと家庭に関することを担当しています。保育所や児童手当、特別児童扶養手当、母子・父子家庭等医療助成、家庭児童相談室、女性相談室など。
国民健康保険課	宮古島市平良字西里 186 電話:73-1973	国民健康保険に関することを担当しています。国民健康保険税や後期高齢者医療制度、老人医療、高額療養費、特定健診・特定保健指導など。
健康増進課	宮古島市平良字西里 186 電話:73-1978	保健衛生と健康づくりに関することを担当しています。乳児医療費助成や予防接種、乳幼児検診、ガン検診、婦人健診、母子保健手帳など。

○ 障害者の福祉に関する機関

機関名	住所・連絡先	備考
ふれあいプラザ宮古	宮古島市平良字西里 1472-82 電話:72-6668	精神保健福祉士や相談支援専門員を配置しています。
地域生活支援センター さぼ〜と	宮古島市平良字東仲宗根 234-1 電話:74-3719	療育に関する専門職がいるほか、障害者全般の相談も受けています。
みやこ学園	宮古島市平良字下里 3107-243 電話:73-7770	相談支援専門員を配置し、障害者全般の相談を受けています。
ていだ	宮古島市伊良部字長浜 1392 電話:48-4690	相談員を配置し、障害者全般の相談を受けています。
宮古福祉保健所	宮古島市平良字東仲宗根 476 電話:74-2420	精神保健やアルコール、難病、エイズ、未熟児、感染症、育成医療の相談など。
宮古地域福祉権利擁護センター	宮古島市平良字久貝 706-1 電話:75-3955	福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理など。ある程度の判断能力のある方が対象。

○ その他、保健医療福祉に関する相談窓口

相談内容	機関名	住所・連絡先
市民税・軽自動車税などの相談窓口	宮古島市役所税務課	電話:73-5229
自動車税などの県税に関すること	宮古支庁県税課	電話:72-2553

所得税などの国税に関すること	宮古島税務署	電話:72-4873
障害基礎年金に関すること (国民年金の方)	沖縄社会保険事務所 平良庁舎 市民福祉課 城辺支所 市民福祉課 下地支所 市民福祉課 上野支所 市民福祉課 伊良部総合支所 市民福祉課	電話:72-3650 電話:72-3751 電話:77-2688 電話:76-3020 電話:76-2482 電話:78-6252
障害厚生年金に関すること (厚生年金の方)	沖縄社会保険事務局 平良事務所	電話:72-3650
障害共済年金に関すること (共済年金の方)	各共済組合にお問い合わせください。	
配偶者暴力(DV)に関すること	宮古配偶者暴力相談センター	電話:72-3771(宮古福祉保健所内)
労働者数50人未満の小規模事業場の事業者とそこで働く労働者の健康に関すること	宮古地域産業保健センター	電話:73-0222(宮古地区医師会内)
障害者の歯科治療について	宮古地区障害者等歯科治療推進協議会	宮古福祉保健所 健康増進班:73-5074 福祉班:72-3771
その他、福祉全般に関わること	宮古島市社会福祉協議会本所 平良支所 下地支所 上野支所 伊良部支所	電話:77-8661 電話:72-3193 電話:76-2270 電話:76-2540 電話:78-5973

地域相談支援事業所(地域で生活している障害を持つ方が、必要なサービスを受けるための相談や情報提供、ケアプランの作成等を行う。)

施設名	所在地	電話番号	内容
相談支援事業所「ひらら」 (ふれあいプラザ宮古)	平良字西里 1472-82	72-6668 FAX:74-2130	精神障害を持った方の社会参加支援 沖縄県指定相談事業所として、複数サービス利用などの実施につなげる「サービス利用計画書」の作成も行う。
地域生活支援センター さぼーと	平良字東仲宗根 234-1	74-3719 FAX:73-5540	指定相談事業所ならびに相談事業所 複数サービス利用などの実施につなげる 「サービス利用計画書」の作成も行う。
相談支援事業所「みやこ」	平良字下里 3107-243	73-7770 FAX:74-2338	沖縄県指定相談事業所として、相談支援 専門員を中心に、総合支援の実施、複数 サービス利用などの実施につなげる「サー ビス利用計画書」の作成も行う。
相談支援事業所「くこりもや」	平良字狩俣 4147-8	72-5665 FAX:72-5727	本人、家族が抱える諸問題等に関して助 言や関係機関との連絡、調整等を行う。
相談支援事業所「ていだ」 (地域活動支援センターさしば内)	伊良部字長浜 1392	78-4608	地域の利用者の体調確認のための訪問、 相談者への訪問、利用者の相談支援

生活介護・生活訓練 (介護:生産活動を行いながら日常生活に必要な知識能力の向上を目指す

訓練:生産活動を行いながら自立した社会生活が出来るよう生活能力の向上を目指す)

施設名	所在地	電話番号	内容
障害者デイサービスセンター いけむら	平良字東仲宗根 234-1	74-3715 FAX:73-5540	手芸、園芸、立位訓練、音楽療 法、機能訓練、パソコン等
わかば自立支援センター	平良字東仲宗根 676-9	72-8403 FAX:72-8403	生活リズムの確立をめざす 手芸、ゲーム遊び、美化作業等
生活介護事業所みやこ	平良久貝 1059 番地 宮嶋マンション 102号	79-0658 FAX:79-0656	創作的活動、生産活動等

就労移行支援・就労継続支援施設

施設名	所在地	電話番号	内容
くこりもや (就労移行、継続 B 型)	平良字狩俣 4147-8	72-5665 FAX:72-5727	基礎訓練(生活訓練、体力づくり、文字訓練等)と職業訓練(ビジネスマナー、履歴書の書き方、電話対応の仕方等)
青潮園(継続B型)	平良字下里 2632-1	72-7795 FAX:72-4554	農作業、野菜作り・販売、かりゆしウェア作り・販売等
みやこ学園 (就労移行、継続 B 型)	平良字下里 3107-243	73-7770 FAX:74-2338	室内作業(ビーズ製品、咲織り等)、園芸(草花育苗販売)、公園掃除、花壇植栽等
アダナス(継続 B 型)	平良字久貝 681-34	74-1188 FAX:74-1288	パン製造・販売
野菜ランドみやこ(継続 A 型)	平良字西仲宗根 741-1	73-1717	水耕栽培野菜販売
若葉(継続B型)	平良字東仲宗根 676-9	72-8403	黒糖蜜製造
美しい舎(継続B型)	平良字西仲宗根 3107-232	73-5305	花卉栽培、肥料作り
あけぼの学園(継続 B 型)	平良字西仲宗根 745-5	72-4960	農作業、清掃作業、花壇植栽など
グッドトライ(継続 A 型)	平良字下里 748-5 1F	79-0577	手芸、木工、清掃、農作業等
オハナ宮古(継続 A 型)	平良字西里 860-11	72-1685	ハワイアンキルト・パッチワーク製作等
ビザライ「夢工房宮古」 (継続 A 型)	平良字東仲宗根 474-5 103 号	79-5477	ホテルの客室清掃、清掃業務、アクセサリー作成・販売、PC 入力等

地域活動支援センター (専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。)

施設名	所在地	電話番号	内容
ふれあいプラザ宮古	平良字西里 1147-160	72-6668 FAX:74-2130	人・もの・制度、あらゆる社会資源を使って、当事者の日常生活を応援する。
デイサービスセンター いけむら	平良字東仲宗根 234-1	74-3719 FAX:73-5540	障害児等療育支援事業、指定相談事業所ならびに相談事業所、施設支援
地域活動支援センター 若葉	平良字東仲宗根 676-9	72-8403 FAX:72-8403	電話相談、公園の除草作業、創作活動・生産活動の支援、社会との交流、生活訓練など
地域活動支援センター やすらぎ	城辺字西里添 788	77-7800	農作物の生産と販売、果樹・花木・観葉植物等の栽培、陶芸・手芸等、地域の環境美化、福祉バザーの実施、チャリティー活動や地域行事への参加
地域活動支援センター あだん	平良字東仲宗根 494-2	73-0072 FAX:73-0072	手工芸等の製作・販売の支援、パン販売の支援、日常生活の支援、利用者宅訪問支援、地域行事等交流参加、野菜ランドの作物販売
地域活動支援センター サンバ	伊良部字長浜 1392	78-3221 FAX:78-3221	生活的活動の支援、家事訓練、創作的活動の支援、その他でデイケア交流・ボランティア活動等

自立生活センター(一定地域の障害者すべてに、障害種別を問わず総合的なサービスを提供する。)

自立生活センター まんた	平良字西里 790-2	79-0341 FAX:79-0324	重度障害者の地域移行(自立支援)などの相談に障害当事者が相談に応じてくれます。
-----------------	-------------	------------------------	---

日中一時支援事業・小規模作業所 (在宅介護者の学校行事への参加や通院などの都合で、一時的な介助や見守り等が必要な場合に、日帰りが必要な時間だけ施設を利用できる。)

施設名	所在地	電話番号	内容
日中一時支援事業所 (青潮園内)	平良字下里 2632-1	72-7795 FAX:72-4554	日常生活相談、社会適応訓練、創作活動やレクリエーション、障害度に応じた食事の提供(栄養管理士)、希望者には、入浴・排泄介助や専門職によるリハビリ
小規模作業所 なんくる	平良字下里 3107-232	75-5318 FAX:75-5318	18歳以上の重身の利用者と共に、1日を有意義に過ごせるようにする

児童発達支援・放課後デイサービス（障害を持つ未就学児・児童生徒が、日常生活や基本動作や集団生活への適応訓練を行う。）

施設名	所在地	電話番号	内容
児童デイサービスくまのみ くまのみデイルーム	平良字西仲根 3107-232	73-5305 FAX:73-5306	療育を必要とする子どもの成長を見守り、必要な療育や援助を行う。
児童デイサービス けーき	平良字東仲宗根 779-1	72-6855 FAX:79-0709	遊びや運動などを通して日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行う。

共同生活介護・共同生活援助

施設名	所在地	電話番号	内容
とびうおハウス (デイサービスセンターいけむら)	平良字東仲宗根 234-1	73-5305	手芸、園芸、立位訓練、音楽療法、機能訓練、パソコン等
スマイル	平良字久貝 706-1	73-4156	宮古島市社会福祉協議会平良支所が運営しているグループホーム。
グループホームみやこ	平良字下里 3102-243	73-7770 FAX:74-2338	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。女性のみ
グループホームわかば	平良字東仲宗根 676-9	72-8403	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。男性のみ

短期入所施設:ショートステイ（在宅介護者が病気や地区事業への参加などにより、一時的に介護できなくなった場合に、入浴、排泄、食事などのサービスを受けるもの。）

施設名	所在地	電話番号	内容
青潮園	平良字下里 2632-1	72-7795 FAX:72-4554	療護施設に準じた活動を行っている。
ふれあいの里	平良字西仲宗根 1327-1	73-5305 FAX:73-5306	身体障害者・知的障害者・精神障害者および障害児の短期入所サービス
あけぼの学園	平良字西仲宗根 745-5	72-1660 FAX:72-4961	知的障害者の短期入所サービス
漲水学園	平良字西仲宗根 745-5	72-4960 FAX:72-4961	障害児の短期入所サービス

就業・生活支援機関

機関名	所在地	電話番号
就業・生活支援センターみやこ	宮古島市平良字下里 1202-8	79-0451 FAX:75-3450
ハローワーク宮古(宮古公共職業安定所)	宮古島市平良字下里 1020	72-3329 FAX:73-6834
北部就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	名護市宇字茂佐 943	0980-54-8181
中部就業・生活支援センター	沖縄市山里 2-1-1	098-931-1716
南部就業・生活支援センター かるにあ	浦添市前田 1004-9 2F	098-871-3456
就業・生活支援センターどりいむ	石垣市真栄里 97-4 1F	0980-87-0761
ハローワーク那覇 (那覇公共職業安定所)	那覇市おもろまち 1-3-25 ※障害者求人窓口は3階	098-866-8609
障害者職業センター	那覇市おもろまち 1-3-25(5F)	098-861-1254

その他

(福)沖縄県視覚障害者福祉協会 沖縄点字図書館	〒900-0014 那覇市松尾 2-15-29	電話:098-866-0002 FAX:098-866-0292
那覇市障害者福祉センター	〒902-0061 那覇市古島 2-14-4	電話:098-886-3807 FAX:098-886-3807

12 就職するための支援機関

就職するための支援機関1 ハローワーク(公共職業安定所)
ハローワーク宮古 宮古島市字下里1020
TEL 0980-72-3329



「就職したい」と思ったら、学生なら進路の先生、卒業して授産施設など福祉就労している人は施設の職員、「就業・生活支援センター」などに相談しましょう。

就職する決意が固まったら、次はハローワークで**求職登録**を行います。

求職登録

住所、学歴、職歴、希望職種、資格、障害種別、障害程度、生活保護の有無、家庭環境などの確認を行います。

求職登録したけれども、企業との条件が合わず、就職できないときや就職のための知識や訓練を受けたいときの**支援機関**も利用できます。

ハローワークに「求人登録」している会社の情報を見て、自分が働きたいと思ったら、ハローワークから紹介してもらえます。

就職するための支援機関2 就業・生活支援センター
障害者就業・生活支援センターみやこ 宮古島市平良字下里1202-8
TEL 0980-79-0451

就労の支援を行っています。また就労支援員、生活支援員などの専門家がいて、就職や生活支援のための機関となっています。

対象者支援

- ・相談支援相談: 今後の支援をどのようにしていくのかを一緒に考えていきます。
- ・職場開拓支援: やりたい仕事、できそうな仕事を探します。
- ・実習支援: 通勤や職業生活(仕事をする際の生活の仕方)などの支援、本人と一緒に事業所に入り、作業と一緒に覚えたり、一緒に改善方法を考えながら、実習先での雇用を目指して支援します。

事業所支援

- ・雇用受入相談: 障害特性の説明(本人の特性について説明します)、諸制度の活用紹介(雇用にあたっての各種援助制度の紹介をします)、作業の選定(本人にあった作業を選ぶ相談をします)
- ・作業指導支援: 障害特性の説明、指導方法のアドバイス、コミュニケーションのアドバイス

家族支援

- ・事業所での状況報告(事業所と家族の橋渡しをしながら本人の様子を報告相談します)、職業生活維持の協力(仕事をするにあたって生活面の支援の協力方法をアドバイスします)

連携支援

- ・ハローワークや障害者職業センター、行政など、様々な機関と連携をし、就職や生活に向けた支援をします。

※詳しくはみやこ福祉会のHP(<http://www.miyakofukushikai.jp>)をご覧ください。

就職するための支援機関3 障害者地域生活支援センター(指定相談指定事業所)
障害者地域生活相談支援センターさぼ〜と 宮古島市平良字東仲宗根234-1
TEL 0980-74-3715

障害者本人や介護されている方などから日常生活に関することや、介護サービス、就労支援など、様々な相談に応じてくれる機関です。

支援内容

本人はもちろん、家族や施設職員、教育職員からの相談にもものってくれます。
2名の相談支援専門員がいます。福祉サービスに関する相談、就労に関する相談、療育に関する相談などに応じてくれます。必要に応じて、医療や行政、職場や関係機関と連携を摂って各種手続きや連絡調整も行ってくれます。

13 職業訓練

1 県内職業能力開発校(障害者職業訓練)

各コース一定期間で基本的な知識や技術の習得をめざします。

(1) 具志川職業能力開発校

- | | |
|--------------------|-------------|
| ①製図科(身体障害者コース) | 定員10名 期間1年 |
| ②販売実務コース(知的障害者コース) | 定員10名 期間6ヶ月 |

(2) 浦添職業能力開発校

- | | |
|----------------|------------|
| ①OA事務科(障害者コース) | 定員10名 期間1年 |
|----------------|------------|

2 県外職業能力開発校

(1) 国立職業リハビリテーションセンター(身体・精神・知的障害者)

(2) 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県)

(3) 鹿児島障害者職業能力開発校(身体・知的障害者)

3 障害者委託訓練(県内)

沖縄県事業「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」に基づき、沖縄県立浦添職業能力開発校で行う訓練を、委託を受けた各機関、各事業所などが原則3ヶ月の期間で障害を持つ方への職業訓練を行い、就職してもらおうという訓練です。

※委託先により取得可能資格は異なるのでハローワークにあるパンフレットをご覧ください。
※近隣では、みやこ学園が「しごと準備講座」として行っています。

○訓練コース(3ヶ月間)

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ①知識・技能習得訓練コース | 就職に必要な知識・技能の習得するためのコース |
| ②実践能力習得訓練コース | 就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るコース |

14 障害者雇用における各種支援制度

*以下の各支援制度及び助成金等については、要件等がありますので、詳しくは各窓口もしくは障害者就業支援事業所（社会福祉法人みやこ福祉会内）に問い合わせして下さい。

- (1) ハローワーク宮古：0980-72-3329
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
 沖縄障害者職業センター：098-861-1254
- (3) 社会法人沖縄雇用開発協会：098-891-8460（障害者業務課）

(1) ハローワークが窓口となっている制度

制度名	概要	助成期間 (訓練期間)	支給額 (訓練費)
障害者試行雇用 (トライアル雇用) 事業	障害者を原則3ヶ月間、試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらい、その後に常用雇用への移行を図ることを目的とする。トライアル雇用終了後にトライアル雇用奨励金が事業主へ支給される。	原則3ヶ月	月4万円
特定求職者 雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介で常用雇用として障害者を雇用した場合、雇い入れた障害者に支払った賃金の一部を国が一定期間助成する。	1年6ヶ月 ～ 2年	90万円 ～ 240万円
職場適応訓練	障害者等の能力に適した作業について、事業所内で訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを目的とした制度。訓練期間中、事業主には訓練費が、訓練生には訓練手当てが支給される。	6ヶ月以内 (重度障害者： 1年以内)	月24,000円 (重度障害者： 25,000円)
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害及び発達障害のある方を試行的に雇用し、週10時間以上の就業から始めて、一定期間中に、週20時間以上の就業を目指すことを目的とした制度。奨励金が事業主に支給される。 また、同時期に2～5人のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を専任して対象者たちの援助を行う場合には、この奨励金に加えて、グループ雇用奨励加算金が支給される。	6ヶ月～ 12ヶ月	1人につき 月25,000円 + (1グループに 月25,000円)

発達障害者 雇用開発助成金	地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。	12ヶ月 ～ 18ヶ月	30万円 ～ 135万円
難治性疾患患者 雇用開発助成金	難治性疾患患者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。	12ヶ月 ～ 18ヶ月	30万円 ～ 135万円

(2) 沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度

制度名	概要	支援期間	フォローアップ期間
職場適応援助者 (ジョブコーチ) 支援制度	障害者本人、事業所、家族への支援を基本とし、本人が職場で適応、定着できるようにジョブコーチを派遣し、直接事業所に入りながら、共に支援していく。雇用の前後を問わずいつからでも、集中的な支援期間が必要に応じて設定出来る。また、集中的な支援の後もフォローアップ期間が設けられており、その期間内にも相談及び支援を行うことができる。	1ヶ月 ～ 7ヶ月	支援期間 終了後から 原則1年間

(3) 沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度

制度名	概要
障害者施設設置等 助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
障害者介助等助成金	<p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を、常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するもの。</p> <p>I. 重度中途障害者等職場適応助成金 II. 職場介助者の配置又は委託助成金 III. 職場介助者の配置又は継続措置に係る助成金 IV. 手話通訳担当者の委託助成金 V. 健康相談医師の委託助成金 VI. 職業コンサルタントの配置又は委託助成金 VII. 業務遂行援助者の配置助成金 VIII. 在宅勤務コーディネーターの配置又は委託助成金</p>

*各種助成金については対象障害、助成率、支給限度額等、支給期間等の要件がありますので、窓口にお問い合わせください。

※重度判定(重度知的障害者判定)について

高等部3年生の一般就労を希望する生徒を対象に、障害者職業センターによる重度知的障害者判定の検査が行われます。簡単な器具を用いた検査や、本人・保護者・担任からの聞き取り調査などが行われます。

ここでの重度とは、療育手帳の判定とは異なります。また重度に判定されたからといって、一般企業で働けないということでもありません。

企業側にとっては障害者を採用しやすい状況を作る場合もあります。例えば、企業には、法律により一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。重度と判定された障害者を一人雇った場合、助成金等が増えたり雇用率が2人分で計算されます。

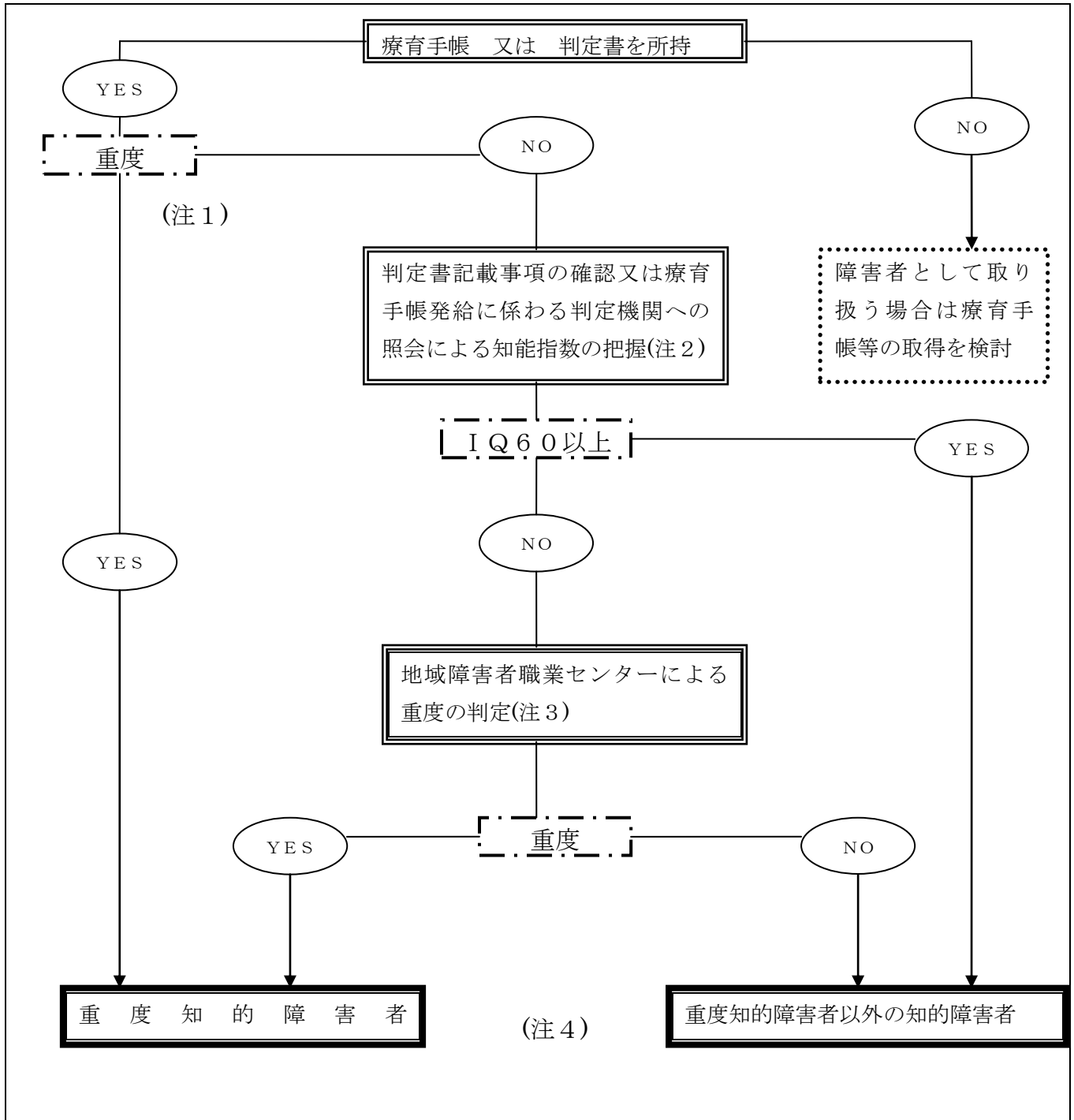
障害者(重度判定されない) 1人雇う → 雇用率は1人

障害者(重度判定された) 1人雇う → 雇用率は2人(ダブルカウント)

重度判定は、IQ59以下の者が対象となります。

- ・IQ=～49・・・器具検査による判定(手腕作業検査)
- ・IQ=50～59・・・社会生活能力調査(コミュニケーション、移動能力、生活能力等)

重度知的障害者判定業務の流れ



(注1) ここでいう「重度」とは、療育手帳「A1」又は「A2」と判定された者、判定書（児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健センター等によるもの）で療育手帳の重度相当、年金の1級相当等と判定された者。

(注2) 文書で判定機関にIQを確認。

(注3) IQが60未満の場合、地域障害者職業センターへ重度判定を依頼。

(注4) 地域障害者職業センターから、公共職業安定所と本人に文書でそれぞれ結果を通知

15 卒業生の動向

(1) 卒業生の動向 (平成 23～25 年度卒業生：32 期生～34 期生) ※卒業時

- ・社会福祉法人みやこ福祉会 みやこ学園 (32 期 1 名 33 期 1 名 34 期 1 名)
- ・社会福祉法人みやこ福祉会 アダナス (32 期 2 名 33 期 1 名 34 期 1 名)
- ・NPO 法人マーズ くこりもや (32 期 3 名 33 期 1 名)
- ・社会福祉法人ムサアザ福祉会 ふれあいの里 (32 期 1 名)
- ・社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団 あげぼの学園 (33 期 2 名)
- ・株式会社ビザライ 夢工房宮古 (34 期 1 名) ・在宅支援センターゆいとびあ (34 期 1 名)
- ・NPO 法人いらうゆう 伊良部島ハーブベラ畑 (33 期 1 名)
- ・住宅情報センター株式会社 (32 期 1 名 33 期 1 名)
- ・株式会社いちば(33 期 1 名) ・サンエー宮古オリタ食品館 (34 期 1 名)
- ・アキ企画 (32 期 1 名) ・大米給油所 (32 期 1 名) ・あたらず市場 (34 期 1 名)
- ・株式会社パラダイスプラン (32 期 1 名) ・にこにこサービス有限会社 (32 期 1 名)
- ・マックスバリュ宮古南店 (32 期 1 名) ・タウンプラザかねひで宮古店 (33 期 1 名)
- ・ひよどり保育園 (33 期 1 名) ・デイサービスはねじ (33 期 1 名)
- ・ロハスダイニング (34 期 1 名)

(2) 平成 23～25 年度卒業生の進路状況について (卒業時)

	企業	法人施設					地域活動支援	在宅	その他	合計
		更生	就移	就継	生護	措置				
H23	7	0	3	3	0	0	0	0	0	13
H24	5	—	1	3	2	0	0	0	0	11
H25	3	—	2	2	0	0	0	0	0	7

(3) 平成 26 年度就業体験実習先

前期就業体験 (6月2日～6月13日)		後期就業体験 (10月27日～11月7日)	
<ul style="list-style-type: none"> ・あずき屋 ・ふれあいの里 (美い舎) ・みやこ学園 ・アダナス ・くこりもや ・ビザライ ・聖ヤコブ保育園 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三給油所 ・第二給油所 ・ナカソネアルミ ・マックスバリュ宮古西里店 ・にこにこサービス ・あたらず市場 ・京屋製パン所 	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ学園 ・宮古ビル管理 ・パラダイスプラン (島の駅みやこ) ・タウンプラザ かねひで宮古店 ・青潮園 ・ふれあいの里 (美い舎) ・ビザライ ・マックスバリュ宮古西里店 	<ul style="list-style-type: none"> ・みつば保育園 ・市役所 ・宮古厚生園 ・くこりもや ・グットトライ ・聖ヤコブ保育園 ・あたらず市場 ・下地畜産 ・伊良部島ハーブベラ畑 ・沖縄トヨタ自動車 ・にこにこサービス

社会参加・自立のために

卒業後の進路選択は、自らの生き方の選択につながります。

どのような進路をとっても、一人ひとりが社会の中で持てる力を十分発揮し、卒業後の生活が豊かで充実したものになることを誰もが願っています。

小学部、中学部の早い時期から、将来の社会参加・自立のために必要な力をつけ発揮できるよう、学校教育全般において、また、家庭生活の中でも取り組みましょう。

働く準備は早すぎることはない今からでも遅くない!!

職業準備性

職業準備性とは、どこの事業所で働くにしても必要とされる基礎的な能力や態度のことです。卒業するまでには、下記1～4までのヒューマンスキルを身に付けられるように取り組みましょう。

1. 心と身体の健康管理

服薬管理、通院、健康管理、病状理解、自己抑制等

2. 日常生活管理、基本的な生活リズム

金銭管理、規則正しい生活、就寝起床、食事・衛生管理等

3. 社会生活・対人技能

身だしなみ、会話、意思表示、感情コントロール、協調性
環境適応等

4. 基本的労働習慣

ビジネスマナー、職場のルール、出勤状況、報連相、欠勤連絡
指示応答、安全管理

5. 職業適性

業務遂行・処理能力、作業速度、持続力、品質（クォリティー）
創意工夫等

障害者総合支援法が施行されました。

平成 25 年 4 月 1 日より「障害者総合支援法」が施行【下記 3 及び 4(1)～(3)については平成 26 年 4 月 1 日】
されました。内容は以下の通りです。

1. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

2. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」より標準的な支援の度合を示す「障害支援区分」に名称変更。

4. 障害者に対する支援

- (1)重度訪問介護の対象拡大
- (2)共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- (3)地域移行支援の対象拡大
- (4)地域生活支援事業の追加

5. サービス基盤の計画的整備

- (1)障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項の追加
- (2)基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- (3)市町村は障害福祉計画を作成するにあたって、ニーズ把握などを行うことを努力義務化
- (4)自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討事項(障害者施策を段階的に講じるため、施行後 3 年を目途として、下記について変更)

- (1)常時介護を要する障害者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害者サービスの在り方
- (2)障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- (3)障害者の意思決定支援の在り方
- (4)障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度の利用促進の在り方
- (5)手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- (6)精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※詳しくは厚生労働省の HP(<http://www.mhlw.go.jp/>)「障害者福祉」をご覧ください。

進路の手引き(平成26年度)

平成22年1月20日	第1版発行
平成22年12月24日	第2版発行
平成23年12月22日	第3版発行
平成24年12月21日	第4版発行
平成25年12月20日	第5版発行
平成26年12月19日	第6版発行

沖縄県立宮古特別支援学校

〒906-0002

沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005-1

Tel:0980-72-5117 Fax:0980-72-5320